

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 5

不利益処分の内容	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令	
根拠法令及び条項	消防法第5条の3第1項	
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	防火対象物において「火災予防に危険であると認めること」又は「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること」が処分の基準である。 なお、本条の運用に当たっては、周囲の事情を勘案して、具体的、現実的な危険又は支障が認められるかにより判断する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月1日設定（平成18年10月1日最終変更）